

**障害者も健常者も共に地域で暮らせる
ノーマライゼーション条例（仮称）
の考え方について
（中間報告）**

解説付き

平成22年8月3日

障害者施策推進協議会

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の構成

・前文	
総則	3
1 「目的」	
2 「基本理念」の考え方	
3 「定義」の考え方	
4 「市の責務」の考え方	
5 「市民の責務」の考え方	
障害者の権利を守るための規約	5
1 「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方	
2 「障害者への差別の解消のための機関と措置」の考え方	
3 「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」の考え方	
4 「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方	
5 「障害者に対する後見的支援の実現」の考え方	
障害者の地域生活に関する権利規約	9
1 「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方	
2 「障害者の住まいの確保の実現」に対する考え方	
3 「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」に対する考え方	
障害者の自立及び社会参加に関する権利規約	11
1 「障害者の就労の実現」に対する考え方	
2 「障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」に対する考え方	
障害児・者の発達に関する権利規約	12
1 「障害児・者の子育て支援の実現」に対する考え方	
2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方	
条例の推進体制	13
1 「条例の実施状況の検証」の考え方	
2 「障害者施策推進本部の設置」の考え方	
3 「障害に関する市民会議の設置」の考え方	
4 「条例の検討」の考え方	

前文 検討中

「前文」

条例文には馴染まないが、条例制定に関する大きな理念や、今後のさいたま市の障害者関連施策、権利擁護の方向性を指し示すものを、条例について話し合う100人委員会や条例検討専門委員会の御意見を伺いながら検討していきます。

総則

1 「目的」

- (1) さいたま市(以下「市」)で生活する市民(在勤、在住のいずれも含む。以下同じ。)が、心身の障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者(障害児を含む。以下同じ。)の権利を擁護し、障害者の自立及び社会参加を支援するために、国連障害者権利条約に盛り込まれた理念を踏まえて、市として必要な措置を講ずることにより、障害者の福祉を増進すると共に、市民だれもが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

条例の「目的」

- ・ 障害があってもなくても、等しく市民として個人の尊厳と権利を尊重するための条例です。
- ・ 障害のある人が自分で生活し、みんなと共に過ごせるように、さいたま市がやらなくてはならないことを決めるための条例です。
- ・ だれもが地域で暮らす一人として生活すること、楽しむこと、友達と語り合うことなどができるような社会をつくるための条例です。

2 「基本理念」の考え方

- (1) 障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策の推進は、次に掲げる事項を基本とする。

障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関は、障害者への差別を全市民的に克服するため、障害者の権利を尊重するとともに、障害者を含むすべての市民が安心して暮らせるような地域づくりに取り組むこと。

障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関は、障害者が市民の一員として地域に暮らし、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるような地域づくりに取り組むこと。

障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関は、それぞれ相互に連携し、障害に対する理解を深め、取り組むこと。

条例の「基本理念」

- ・障害のある人の権利を守ることや、自分で生活し、みんなと共に過ごせるようにするために必要な方針です。

障害のある人をふくむ市民、市役所、会社や障害のある人にかかわりのある人たちは、障害のあるひとに差別を行わないようにするため、障害のある人の権利を大切に、みんなが安心して暮らせるようなまちづくりをします。

障害のある人をふくむ市民、会社や障害のある人にかかわりのある人たちは、障害のある人が市民のひとりとして暮らし、いきいきと生活をしていくことができるようなまちづくりをします。

障害のある人をふくむ市民、会社や障害のある人にかかわりのある人たちは、それぞれお互いに協力し合い、お互いに障害に対する理解を深めます。

3 「定義」の考え方

- (1) この条例において「障害者」とは、次に掲げるものとする。

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害がある者。

に加え、機能障害（構造障害を含む）があるとともに、地域生活において活動の制限、若しくは参加の制約を受けている者であって、社会的な支援を必要とする状態にある者。

- (2) この条例において「差別」とは、障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、又は処遇しようとするものであり、特定の場合において、必要な合理的配慮を行わない場合も含むものとする。

ただし、合理的な配慮に基づく措置を行うことが、均衡を失した又は過度の負担を課すものとなる場合においては、この限りではない。

「定義」

- ・この条例の障害のある人はどんな人なのか、差別とはどんなことをいうのかを決めるためのものです。

今まで法律で「障害のある人」として認められていた人。

そのほか、何かの障害があつて、生活の中で不便なことがあったり、参加を断られたりすることがあるため、みんなの手助けが必要とされる人。

- ・この条例で「差別」とは、わざとであっても、わざとではなくても障害があるからといって、嫌な思いや悲しい思いをさせたりすることです。また、障害のある人に、必要な気づかいをしないことも差別になります。でも、その気づかいがあまりにも他の人にとって大変になるときは、差別としては扱いません。

4 「市の責務」の考え方

- (1) 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- (2) 市は、障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

「市の責務」

- ・さいたま市が責任を持ってやらなくてはならないことです。
- ・さいたま市は、この条例の目的を果たすため、基本理念にしたがって、障害のある人の権利を大切にして、みんなが安心して暮らせるようなまちづくりを、全市を上げて、計画をたてて、それに沿って行わなければなりません。
- ・さいたま市は、障害のある人の権利を大切にして、みんなが安心して暮らせるようなまちづくりをするために、障害のある人に関係する法律を活用しながら、まちづくりを勧めなくてはなりません。

5 「市民の責務」の考え方

- (1) 市民は、基本理念に基づき、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な雰囲気醸成に努めなければならない。
- (2) 市民は、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者に対する支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

「市民の責務」

- ・さいたま市民が責任を持ってやらなくてはならないことです。
- ・さいたま市民は、基本理念にしたがって、障害のある人の権利を大切にして、みんなが安心して暮らせるようなまちにしていくようにしていきます。
- ・さいたま市民は、障害のある人をよく知るようにして、障害のある人を手助けすることに協力していきます。

障害者の権利を守るための規約

1 「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方

- (1) 何人も、障害者に対し差別をしてはならない。

「障害者への差別禁止と差別解消・防止」

- ・どんな人でも、障害のある人に差別をしてはいけません。

2 「障害者への差別の解消のための機関と措置」の考え方

- (1) 市は、さいたま市障害者施策推進協議会条例（平成十五年三月十四日条例第十七号）

に規定する障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に前項に掲げる障害者の差別に関する事案に対し協議を行う同条例第6条の規定による、権利擁護専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

(2) 市長及び専門委員会は、差別に関する事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(3) 市長は、専門委員会における協議の結果、すべての専門委員の賛成により、施策推進協議会に案件を付議し、協議会において障害者の権利に重大な支障を及ぼすと判断した場合にあっては、原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

前項の指導の結果、改善が図られない場合にあっては、協議会は市長に対して、原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

前項に規定する求めがあった場合、市長は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、市長は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、市長は、当該勧告内容を公表することができる。

「障害者の差別の解消のための機関と措置」

- ・市は、さいたま市障害者施策推進協議会に、障害のある人の権利を取り扱う専門委員会を作ります。
- ・市長（さいたま市）と専門委員会は、差別が起こったときに、必要な調査を行うことができます。
- ・専門委員会の調査によって、障害者施策推進協議会が特に悪い出来事だと決定したときには、市長は、差別をした人に差別をしないように指導することができます。
- ・それでもやめないときは、市長は、差別をやめるように促すことができます。
- ・それでもやめないときは、その悪い出来事と差別をした人をみんなに知らせることができます。

3 「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」の考え方

(1) 何人も障害者に対し虐待をしてはならない。

(2) この条例において「虐待」とは、次に掲げる行為をいう。

障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は性のあり方を強要されること。

障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理

的外傷を与える言動を行うこと。

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等をする事、及び ~ の事実を知りながら放置すること。

「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」

- ・どんな人でも、障害のある人に虐待をしてはいけません。
- ・この条例で、「虐待」とは以下のとおりです。

障害のある人のからだに傷ができるような、またできるかもしれないような暴力を振るうこと。

障害のある人に、みだらなことをしたり、させたりすること。または、大人なのに大人として扱わないこと。

障害のある人のお金や持ち物を勝手に使ったり、勝手に使って得をしたりすること。

障害のある人に、ひどい悪口を言ったり、無視したりするような、嫌な思いをさせること。

障害のある人が、弱ってしまうほど長い間、ご飯を食べさせなかったり、放っておいたりすること。また、 ~ にあることが起きていることを知っているのに、助けを呼ばないこと。

4 「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方

- (1) 市は、虐待を早期に発見し対応するため、虐待を受けた障害者を発見した者からの届出を受けることができる、及び虐待に対応できる体制を整備しなくてはならない。
- (2) 市は、市民、事業者及びその他関係機関と連携し、虐待の早期発見及び被虐待者の迅速な安全確認を行うものとする。
- (3) 市民、事業者及びその他関係機関は、障害者に対する虐待を行った事実があると認めるときは、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めなければならない。
市民、事業者及びその他関係機関は、前項の規定による通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- (4) 市長は、虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- (5) 障害者の保護者、養護者、事業者及びその他関係機関は、前項に規定する安全確認に協力しなければならない。
- (6) 市は、虐待された障害者の保護者、養護者に対し、相談、指導及び助言を行うものとする。
- (7) 市は、虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、社会福祉法、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。
- (8) 市は、毎年度、虐待の状況及び虐待があった場合に採った措置その他規則で定める事項を必要に応じて公表するものとする。

「障害者への虐待の解消のための機関と措置」

- ・市は、虐待を早く見つけて手助けなどするため、虐待された障害のある人を見つけた人からの連絡を受けたり、虐待から障害のある人を助けたりすることができるようにしなければなりません。
- ・市は、障害のある人をふくむ市民、市役所、会社や障害のある人にかかわりのある人たちと協力して、虐待を早く見つけて、虐待された障害のある人の無事を確かめます。
- ・障害のある人をふくむ市民、市役所、会社や障害のある人にかかわりのある人たちは、障害のある人が虐待をされたと思ったときは、すぐに市役所などに連絡するようにします。

障害のある人をふくむ市民、市役所、会社や障害のある人にかかわりのある人たちは、市役所などに連絡したことを理由として、誰からも責められません。

- ・市長は、虐待により、障害のある人の命にかかわったり、危険が生じていたりするおそれがあるときは、障害のある人の福祉にたずさわっている市の職員を、虐待されている障害のある人の家などに行き、必要なことを調べたり、質問をすることができます。
- ・障害のある人の親や、障害のある人が通っている施設や会社、障害のある人にかかわりのある人たちは、市の職員に協力しなければなりません。
- ・市は、虐待された障害のある人の親などにも手助けを行います。
- ・市は、虐待をさせないため、また、虐待された障害のある人のために、法律でできることをしっかりと行います。
- ・市は、1年ごとに、虐待があったことや虐待があったときにしたことを公表します。

5 「障害者に対する後見的支援の実現」の考え方

- (1) 市は、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるものとする。
- (2) 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次に掲げる事項とする。

民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十七条の三並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二の規定に基づく市長による後見開始等審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。

市長は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が確定した者であって、かつ、別に規則で定める者に係る成年後見人等に対する報酬に関し、必要な支援を行うこと。

日常生活自立支援事業を利用する障害者に対し、必要な支援を行うこと。

その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

(3) 市は、後見的支援を行う人材の育成に努めるものとする。

「障害者に対する後見的支援の実現」

・市は、お金などの管理が必要な障害のある人に手助けをします。

・市が行う手助けは、次のとおりです。

民法で決められている方法で、お金の管理を行うときに必要な手助けを行います。

市長が、お金などの管理を行うときに、必要な手助けを行います。

市長は、お金などの管理をしてもらう人に支払う報酬について、手助けを行います。

あんしんサポートを利用する障害のある人に対し、必要な手助けを行います。

その他にも障害のある人に（手続きの仕方など）必要な手助けを行います。

・市は、お金などの管理を行ってくれる人を増やすようにします。

障害者の地域生活に関する権利規約

1 「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方

(1) 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害のみに目を向けるのではなく個人を尊重すると共に、日常生活や社会生活を送る上での課題や障害特性を理解し、様々な福祉サービスや社会資源の活用や、障害者の自立を助長し、その家族の負担を軽減するための総合的な支援を行うものとする。

(2) 障害者自立支援法第三十六条に規定する指定障害福祉サービス事業所及び同法第七十七条に規定する地域生活支援事業を行う事業者（以下、「障害福祉サービス事業所等」という。）は、サービスの提供に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの実施に努めるとともに、関係機関及び事業者等と緊密な連携を保ち、支援を行うものとする。

(3) 市及び障害者自立支援法第三十七条に規定する指定相談支援事業所及び同法第七十七条に規定する地域生活支援事業を行う相談支援事業者（以下、「相談支援事業者」という。）は、相談支援等の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、関係機関及び事業者等と密接な連携を図り、支援体制の総合的な調整を行うものとする。

(4) 市は、地域自立支援協議会を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。

障害者が安心して地域で生活できるよう、社会資源の開発や施策課題の解決に向けた検討を行うとともに、支援のためのネットワークの構築に向けた協議を行う。

具体的な困難事例に対する処遇方策を研究し、福祉事務所及び相談支援事業者に必要な助言を行う。

地域自立支援協議会で明らかになった施策課題等について、毎年度、障害者施策推進協議会に報告を行う。

「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」

・市は、障害のある人が、自分で生活し、みんなと共に過ごせるように、障害のみに目

を向けるのではなく障害のある人一人ひとりを大切に、必要なことを理解して、様々な福祉サービスやなどを利用できるようにしたり、障害のある人の家族の負担を軽くしたりするための手助けを行います。

- ・ヘルパーや施設は、うまく障害のある人の手助けができるようにして、障害のある人やその家族が必要とする手助けを行うようにするとともに、他にかかわりのある人たちと協力しながら、手助けを行います。
- ・市と障害者生活支援センターは障害のある人が相談するときは、うまく手助けができるようにして、(勝手に手助けの仕方を決めないで) 障害のある人やその家族が必要とする手助けを良く知ることと、より良くするとともに、他にかかわりのある人たちと協力しながら、障害のある人を取り巻く状況の全体を見ながら、必要な手助けが受けられるようにします。

- ・市は、地域自立支援協議会で、次のことをします。

障害のある人が安心して生活できるよう、いろいろな問題について、みんなで手助けを行えるよう話し合います。

難しい問題が起きたときに、支援課や障害者生活支援センターに必要なアドバイスをします。

地域自立支援協議会で話し合ったことを、毎年、障害者施策推進協議会に計画などに反映するよう報告します。

2 「障害者の住まいの確保の実現」に対する考え方

- (1) 市は障害者が地域で生活することができるように、居住場所の確保並びに居住を継続していくに当たり、関係機関との連携のもと、必要な施策を講じることとする。
- (2) 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、その障害の特性を理解し、福祉事務所及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域で暮らしていくために必要な居住する場所の確保に努めるものとする。

「障害者の住まいの確保の実現」

- ・市は、障害のある人が生活することができるように、住まいやそこに住み続けるために、障害のある人にかかわりのある人たちとの一緒になって、(見守りや住まいの斡旋など) 必要なことをします。
- ・障害のある人又は障害のある人と同居する方と不動産の取引を行うときは、その人の障害がどんなものなのかを知るようにして、支援課等と障害者生活支援センターと協力して、障害のある人がまちで暮らすための、住まいを紹介するようにします。

3 「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」に対する考え方

- (1) 市が主催する催し物を開催するときや情報の提供及び通信を行う場合、意思疎通が

困難な障害者に対し、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うこととする。

- (2) 市は、相互的な情報利用及び意思疎通が困難な障害者に対し、情報通信技術の活用を含めた必要な支援を行うこととする。
- (3) 市は、災害発生時や緊急時において、速やかに障害者と連絡が取れるよう調査を行い、それぞれ障害の特性を理解し、必要な支援を行うこととする。
- (4) 事業者は、地域で暮らすために必要なサービスを提供するにあたり、意思疎通が困難な障害者に対し、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」

- ・市は、催し物を開催するときやお知らせなどを行うとき、それぞれの障害がどんなものなのかを知るようにし、コミュニケーションをとることが難しい障害のある人に、(手話通訳・要約筆記や点字の準備など)必要なことを行います。
- ・市は、コミュニケーションをとることが難しい障害のある人に、ICT(パソコンやその他の補助器具)の利用などに必要な手助けを行います。
- ・市は、地震や火事などの時に、速やかに障害のある人と連絡が取れるようにして、それぞれ人の障害がどんなものなのかを知るようにして、必要な手助けを行うことができるようにします。
- ・事業者は、買い物などの生活の場において、コミュニケーションをとることが難しい障害のある人に対し、その人の障害がどんなものなのかを知ったうえで、(筆談や案内などの配慮など)必要なことを行うようにします。

障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

1 「障害者の就労の実現」に対する考え方

- (1) 市は、障害者が必要とする就労に係る支援を、生活面を含め、一体的かつ継続的に講じるよう中核的な機関と各関係機関が連携し、行わなくてはならない。
- (2) 事業者は、障害者に対し雇用の機会を広げるとともに、定着を図るために、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

「障害者の就労の実現」

- ・市は、障害のある人が働くための手助けを、就職のときだけでなく、生活面を含めて、色々な機関が協力して手助けを行うような仕組みのもと、行わなくてはなりません。
- ・事業者は、障害のある人が働く場所を増やし、長く働いていくために、その人の障害がどんなものなのかを知り、(必要な機器の用意や働く時間の工夫など)必要なことを行うようにします。

2 「障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」に対する考え方

- (1) 市は、障害者の移動の支援に当たっては、個人を尊重すると共に、地域で暮らしていく上での課題やその障害の特性を理解し、障害者を含む市民、市、事業者及びその

他関係機関の協力のもと、可能な限り障害者の活動範囲の拡大に必要な措置を講じなくてはならない。

- (2) 市は、建築に関する法令の運用に当たっては、障害の特性を十分に理解し、留意したうえで行うものとする。
- (3) 障害者が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

「障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」

- ・市は、障害のある人の移動の手助けをするときに、一人ひとりを大切にして、地域で暮らしていくための課題や、その障害を理解し、障害のある人をふくむ市民、会社や障害のある人にかかわりのある人たちの協力のもと、できる限り行けるところを広げるために必要なことをしなくてはなりません。
- ・市は、建築に関する法律で決められたことを行うときには、それぞれの障害がどんなものなのかを知ったうえで、注意して行わなくてはなりません。
- ・障害のある人が施設や公共交通機関を利用するとき、それぞれの障害がどんなものなのかを知ったうえで、(案内や乗り降りの手助けなど)必要なことを行うようにします。

障害児・者の発達に関する権利規約

1 「障害児・者の子育て支援の実現」に対する考え方

- (1) 市は、障害者の乳幼児期、学齢期及び成年期を通じて一貫した切れ目のない支援を確保するための措置を講じることとする。
- (2) 市は、個々の障害児・者が必要とする保育及び支援を把握し、関係機関との連携のもと、必要とする支援が行われるよう手立てを講じることとする。

「障害児・者の子育て支援の実現」

- ・市は、障害のある人が赤ちゃんのときから大人まで、学校に入学した時や卒業した時で手助けが終わってしまったり、その前のことがちゃんと伝わっていなかったりということがないように、手助けをするようにします。
- ・市は、一人ひとりの障害のある人がこどものときに必要な手助けを知り、障害にかかわりのある人たちと一緒に、手助けが行われるようにします。

2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方

- (1) 市及び教育機関は、個々の障害児・者が必要とする教育内容及び支援に沿った、可能な限り包摂的な、教育を行わなければならない。
- (2) 市及び教育機関は、関係機関との連携のもと、必要とする教育内容に即した教育機関を選択できるような手立てを講じなくてはならない。
- (3) 市及び教育機関は、学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるような手立てを講じなくてはならない。

「障害児・者に対する充実した教育の実現」

- ・市と学校などは、一人ひとりの障害のある人がこどものときから必要とする学びと、学ぶための手助けを行い、できる限り障害のある子もいない子も、ともに学ぶようにしなければならない。
- ・市と学校などは、市役所や障害のある人にかかわりのある人たちたちとの連携のもと、必要とする学びにふさわしい学校を選べるようなことを（今よりも、ていねいに）行わなくてはならない。
- ・市と学校などは、学校や大人になってからの学びの場において、それぞれの障害がどんなものなのかを知るような（授業や講座など）ことをしなくてはならない。

条例の推進体制

1 「条例の実施状況の検証」の考え方

- （1）市は条例が適切に施行されるよう、実施計画を策定するとともに、毎年度、障害者施策推進協議会に実施状況を報告しなければならない。
- （2）障害者施策推進協議会は、その報告に対して提言を行う。

「条例の実施状況の検証」

- ・市は、この条例の内容がしっかりと行われるように、計画をつくり、毎年度、障害者施策推進協議会に報告しなければなりません。
- ・障害者施策推進協議会は、その報告に対して、（よりよくすることや、たりないところなど）考えや意見を出します。

2 「障害者施策推進本部の設置」の考え方

- （1）庁内における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内に障害者施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。
- （2）推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- （3）本部長は市長とし、副本部長は保健福祉局長とする。

「障害者施策推進本部の設置」

- ・市役所内に障害のある人にかかわる手立てについて、全市を上げて、計画をたてて、それに沿って行うため、障害者施策推進本部をつくれます。
- ・推進本部には、本部長、副本部長と本部員がいます。
- ・本部長は市長で、副本部長は保健福祉局長です。

3 「障害に関する市民会議の設置」の考え方

- （1）市は、障害者施策及び課題について障害者を含む市民が相互に意見交換を行う、障害に関する市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置する。
- （2）市は、市民会議で提出された意見を、障害者施策推進協議会に報告しなければなら

ない。

「障害に関する市民会議の設置」

- ・市は、障害のある人にかかわる手立てなどについて障害のある人含む市民がお互いに意見を出し合う、（条例について話し合う100人委員会のような）障害に関する市民会議を設置する。
- ・市は、市民会議で提出された意見を、障害者施策推進協議会に報告します。

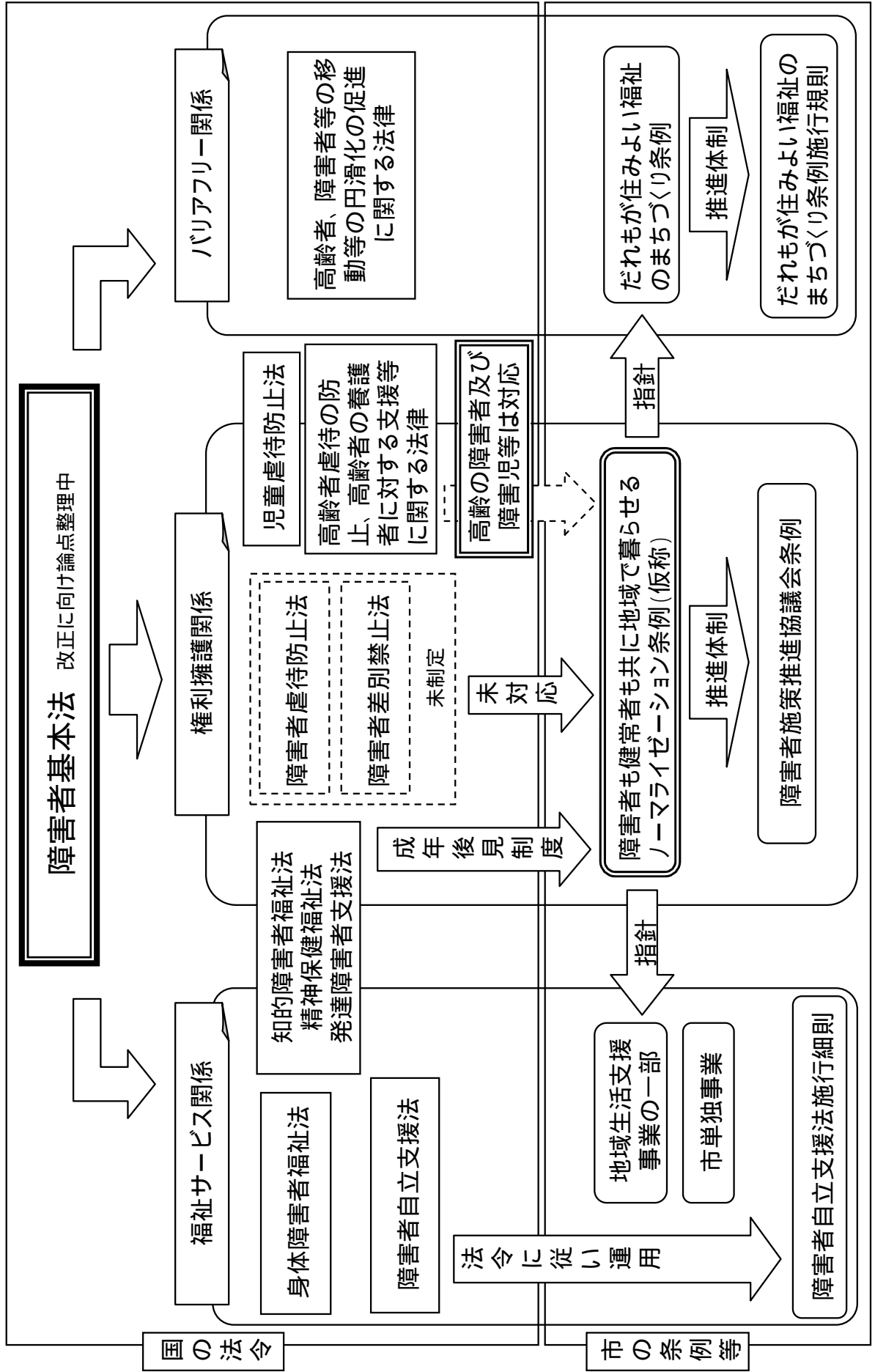
4 「条例の検討」の考え方

- (1) 市は、この条例の施行後五年を目途として、この条例及び他の法令の施行の状況を勘案し、障害者施策推進協議会の提言をもとに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

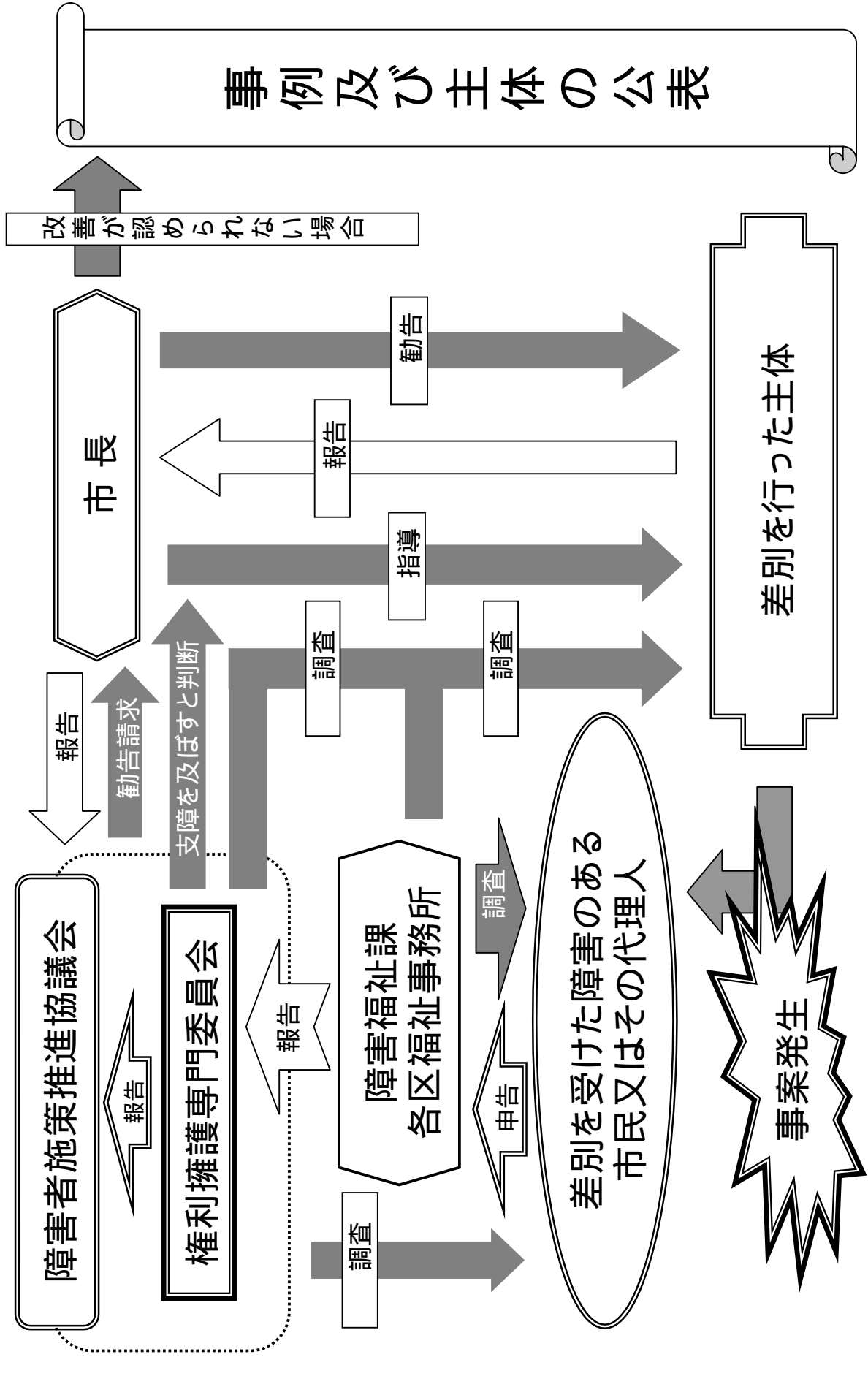
「条例の検討」

- ・市は、この条例の施行後5年経ったときに、この条例とほかの法令の状況を考えて、障害者施策推進協議会の考えや意見をもとにどうするかを考えて、（改正など）必要なことを行います。

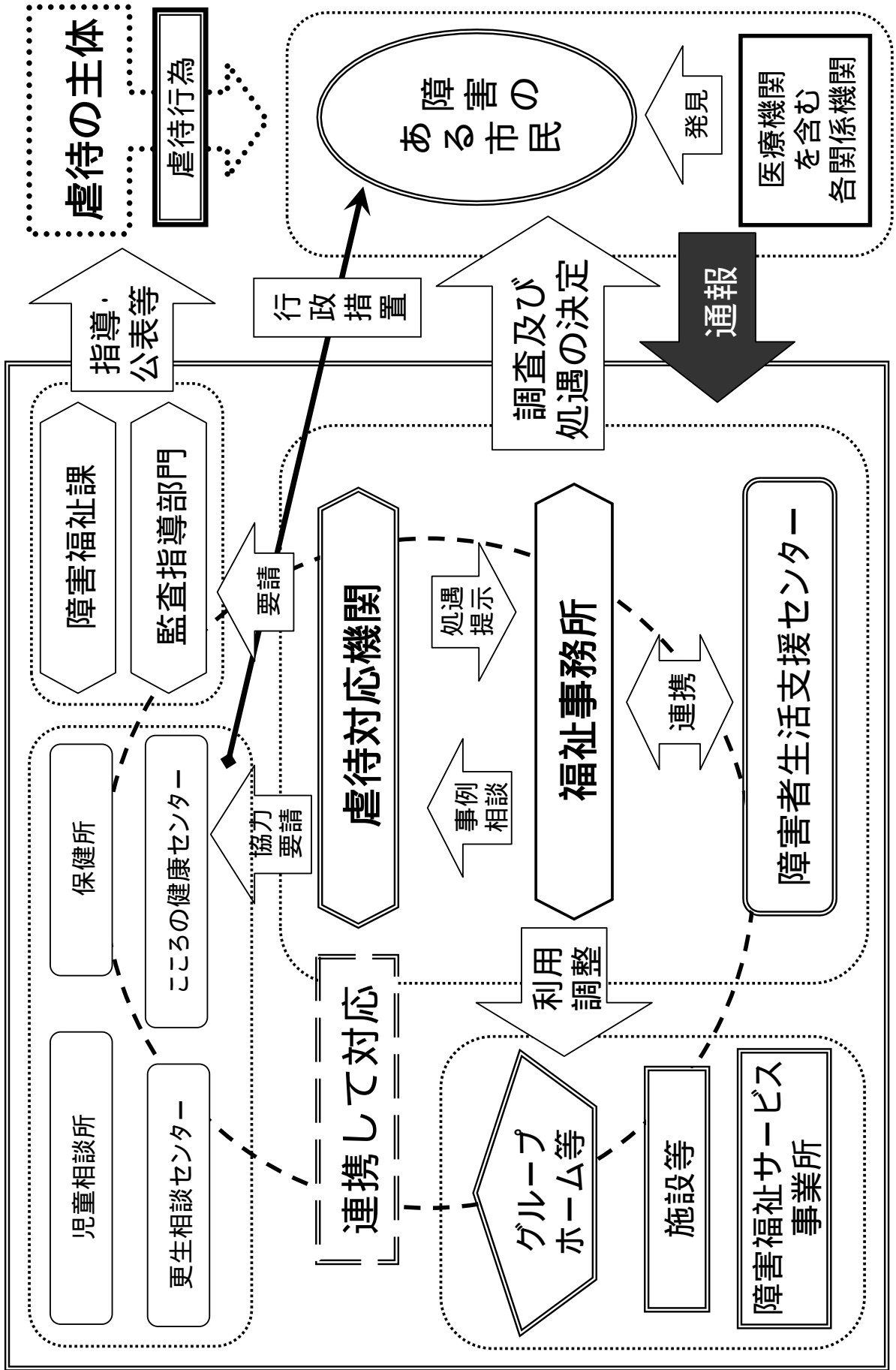
条例と各法との関係を示した図



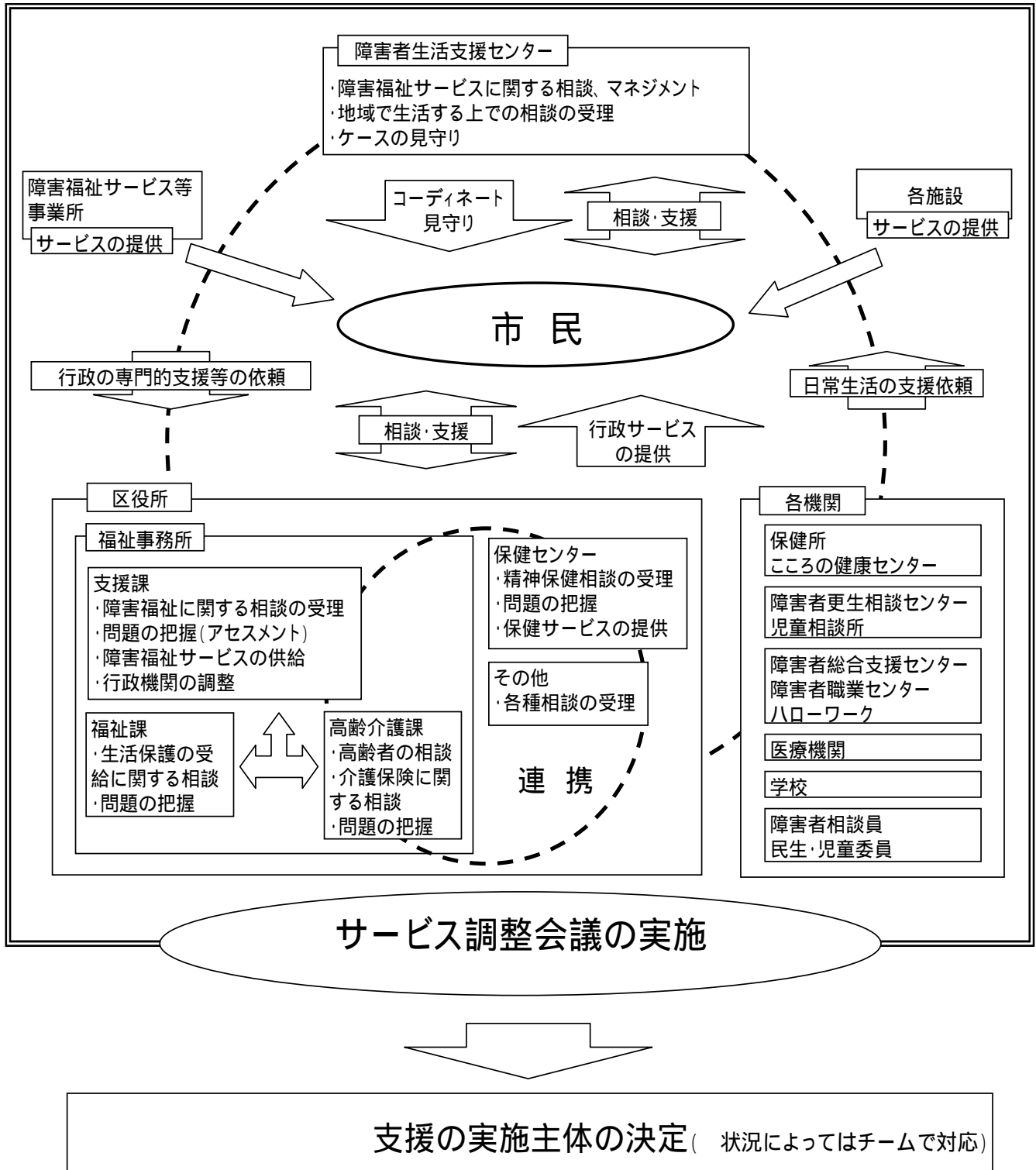
条例における差別事案に対するフローチャート(案)



条例における虐待事案に対するフローチャート(案)



条例における地域生活支援の仕組み(案)



条例の推進体制のイメージ図(案)

